

動物愛護管理法施行規則改正案の概要（マイクロチップ関係）

① マイクロチップの取り外し後の速やかな装着（第21条の6）

- 健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるやむを得ない事由として、マイクロチップを取り外す。

⇒当該やむを得ない事由の消滅後速やかにマイクロチップを装着する。

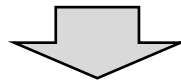


マイクロチップの取り外し後の装着規定の追加

② マイクロチップ情報の提供（第21条の11）

- 負傷等した犬猫を発見した者は、その所有者が判明しているときには通報する。（努力義務）

⇒獣医師が負傷等した犬猫を発見した場合に、システムから登録情報を検索する。



動物病院等が所有者に通報するための獣医師への情報提供規定の追加

※ その他：飼養管理基準超過時の通知に関する情報提供（第21条の11）

- 登録を受けた第一種動物取扱業者が所有する雌の犬猫の交配時年齢や出産回数が、基準省令★に定められた基準を超過した場合に、指定登録機関から都道府県等宛てに通知する根拠規定を明確化するための規定。
- 都道府県等は法第23条第1項、法第24条第1項及び法第24条の2第1項の事務に必要な範囲内で個人情報閲覧する。

★ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

① マイクロチップの取り外し後の速やかな装着（第21条の6）

- 第21条の6に「**マイクロチップを取り外した後の装着**」を追加規定する。

背景・課題

- 施行通知において、マイクロチップ装着部位周辺の適切な診療に支障が生じる場合又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等を例示し、獣医師の判断により取り外すことができる旨を示している。
- 健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとしてマイクロチップが取り外された犬猫について、不適正飼養や安易な遺棄につながる可能性がある。



対応案

マイクロチップが装着され、登録義務が課せられた犬猫は、適正飼養や遺棄防止の観点から継続して登録情報を管理する必要がある。このため、取り外し事由が消滅した場合には、速やかに装着することとする。

<改正概要：第21条の6（取り外しの禁止）>

環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。ただし、当該事由によりマイクロチップを取り外した場合、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

<参考：第21条の4第3項（やむを得ない事由が消滅した後の装着規定）>

- 3 法第39条の2第1項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第2号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。
- 一 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。
 - 二 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

② マイクロチップ情報の提供（第21条の11）

- 第21条の11に「**獣医師への情報提供**」を追加規定する。

背景・課題

- ・ 民間登録団体のマイクロチップ登録事業を利用し、獣医師は動物病院に持ち込まれた犬猫を返還している実績がある。
- ・ 自治体等が稼働していない休日や夜間の時間帯、緊急時等に負傷等した犬猫が動物病院に持ち込まれることがある。
- ・ 法定登録制度では、獣医師への情報提供がされておらず、マイクロチップリーダーを配備していても、負傷等した犬猫の所有者に直ちに通報ができない。（治療の了承等を得ることができない。）



対応案

動物病院に持ち込まれた犬猫については、休日や夜間、緊急時等の自治体等が稼働していない時間帯であっても、動物病院の獣医師が犬猫の所有者に直ちに連絡することを可能とする。このため、環境大臣は、動物病院の獣医師に対し、犬猫の所有者に関する情報を提供することとする（獣医師による指定登録機関の登録データベースの検索を可能とする。）

<改正概要：第21条の11（情報の提供）>

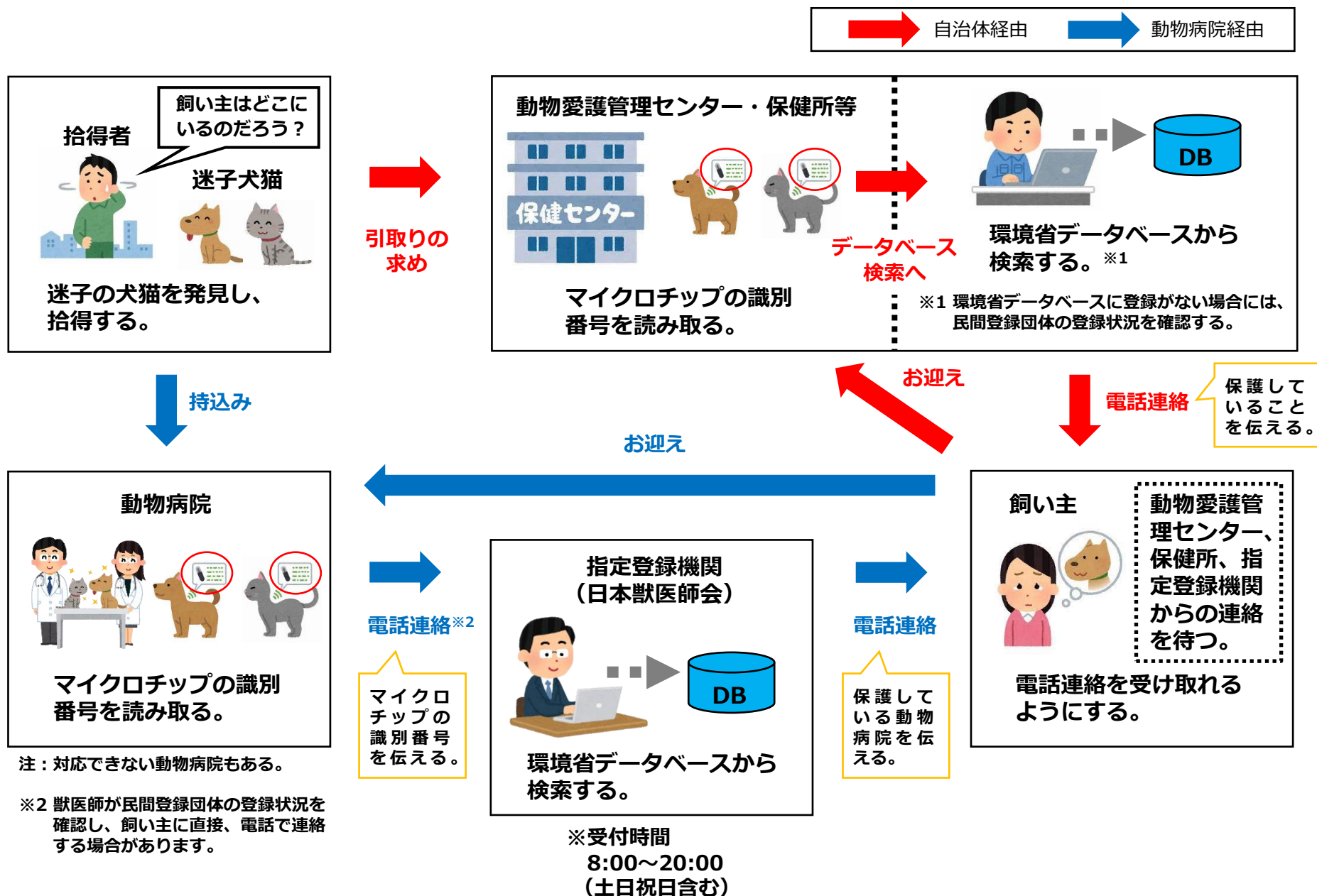
環境大臣は、獣医療養に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師及び診療施設を管理する者（獣医師）に対し、負傷等した犬猫の所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行う。

※指定登録機関の登録データベースを利用する獣医師は、個人情報保護法に定める『個人情報取扱事業者』に該当し、同法に基づく各種義務（不適正な利用の禁止等）がかかる。

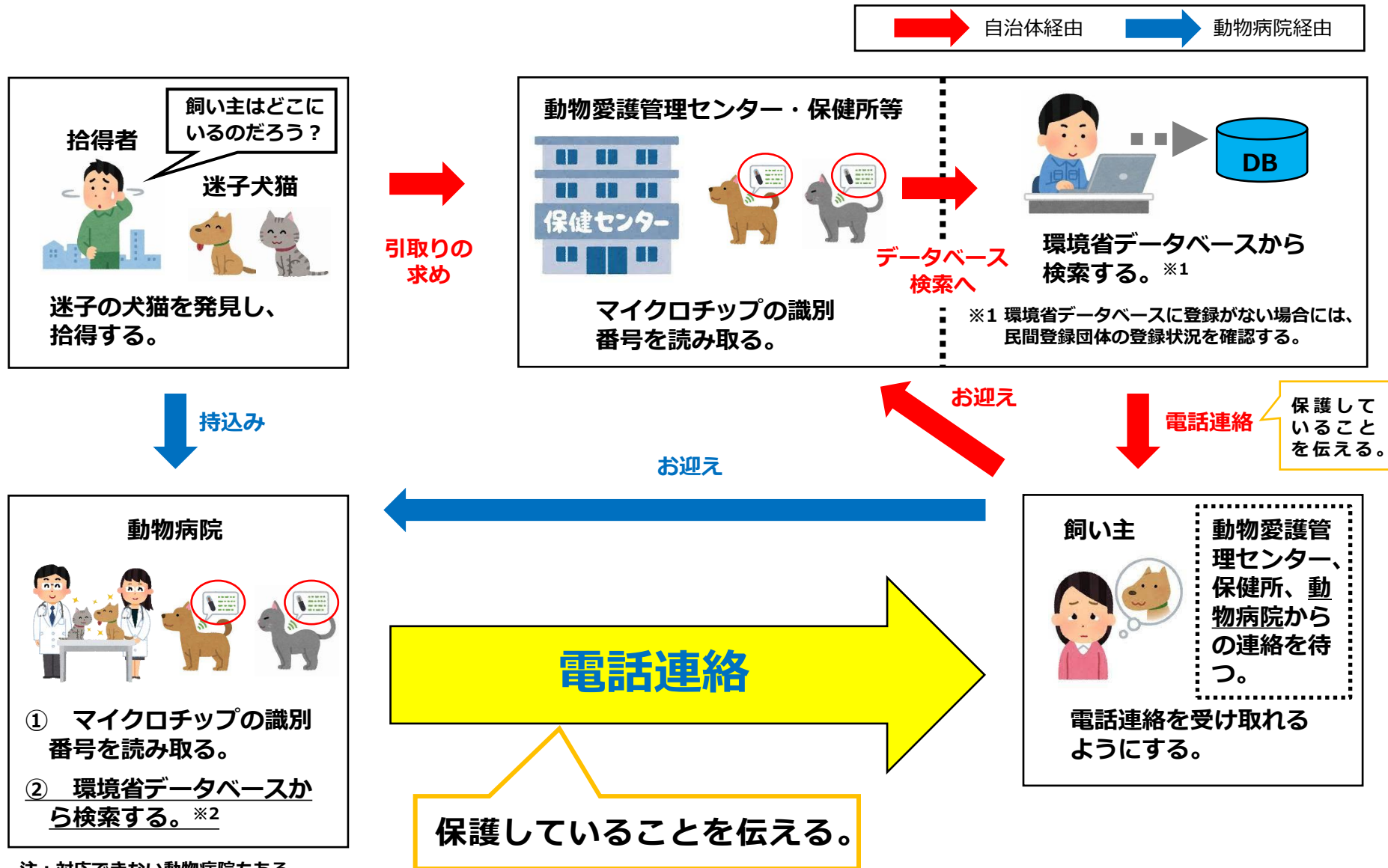
<参考：法第36条第1項（負傷動物等の発見者の通報措置）>

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

参考：所有者不明の犬猫の返還図（現状）



参考：所有者不明の犬猫の返還図（改正後）



注：対応できない動物病院もある。

*2 環境省データベースに登録がない場合には、民間登録団体の登録状況を確認する。